

[事案 2020-109] 契約無効請求

・令和 3 年 3 月 12 日 裁定不調

<事案の概要>

契約の意思がなかったこと等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和 56 年 9 月に締結した定期保険特約付養老保険（契約①）について、平成 8 年 6 月に定期保険特約付終身保険（契約②）に転換し、平成 13 年 6 月に契約②を定期保険特約付積立型介護保険（契約③）に転換し、平成 23 年 4 月に契約③を定期保険特約付積立型介護保険（契約④）に転換し、平成 26 年 7 月に契約④を特約組立型総合保険（契約⑤）に順次転換したが、以下等の理由により、契約①から⑤を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 契約①から⑤について、契約の意思がなく被保険者の同意もなかった。
- (2) 契約②から④について、申込書の被保険者欄の筆跡は被保険者本人のものではない。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 各転換においては、設計書等を用いて説明し、申立人の意思を確認したうえで、申込書・告知書に署名押印等をしてもらっている。
- (2) 契約②③では生命保険面接士による面接がなされ、契約④では被保険者による告知書が作成され、契約⑤では診査医による診査を受けている。
- (3) 契約③では、平成 21 年 5 月に給付金請求により疾病入院給付金が支払われている。
- (4) 契約④の契約手続き時には、申立人の配偶者が同席しており、募集人の上司が同行して、契約内容を説明し手続きを行っている。被保険者に対しては、パンフレットを用いて、新しく付加された就業不能特約等について説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、各転換時の経緯等および和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および申立人の子、並びに募集人の事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、契約の無効は認められないものの、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から受諾しないとの回答があったため、裁定不調として手続を終了した。

- (1) 契約⑤は有効なものと認められるが、申立人の契約当時の年齢が 80 代半ばであったこと、契約④の約 3 年後という短い期間で転換していること、保険料額も月額で約 2 万円増加していることを考えると、募集人は、契約⑤の募集に際し、契約の内容についてより丁寧に説明し、その意向を十分に確認すべきであった。